

監査等委員会導入ガイド (制度概要・移行手順 ＋ポイント整理)



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年11月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

監査等委員会導入ガイド（制度概要・移行手順＋ポイント整理）

監査等委員会設置会社の制度概要

監査等委員会設置会社とは、2015年の会社法改正で導入された株式会社の形態です。取締役会の中に「監査等委員会」を設置し、従来の監査役会に代わって、取締役の職務執行を組織的に監査します。

導入の背景と目的

コーポレートガバナンス強化の流れを受け「監査役会設置会社」と「指名委員会等設置会社」の中間的な選択肢として導入されました。取締役会による監督機能の強化と、社外取締役の一層の活用を目的としています。

監査等委員会導入ガイド（制度概要・移行手順＋ポイント整理）

監査等委員会設置会社の制度概要

基本的な仕組み

- ・ 監査役（監査役会）を設置しない
- ・ 監査等委員会は3名以上の取締役（過半数は社外取締役）で構成
- ・ 監査等委員は、他の取締役とは別枠で株主総会で選任される
- ・ 監査等委員の任期は2年

監査等委員会の主な職務権限

- ・ 取締役の職務執行の監査と監査報告の作成
- ・ 取締役の選解任や報酬に関する株主総会での意見陳述

監査等委員会導入ガイド(制度概要・移行手順＋ポイント整理)

監査等委員会と他の機関設計の違い

監査等委員会設置会社は、従来の「監査役会設置会社」と「指名委員会等設置会社」の仕組みと以下のような違いがあります。

項目	監査等委員会設置会社	監査役会設置会社	指名委員会等設置会社
監査機関	監査等委員会（取締役会内）	監査役会（取締役会から独立）	監査委員会（取締役会内）
監査機関の構成	取締役（3名以上・過半数社外）	監査役（3名以上・過半数社外）	取締役（3名以上・過半数社外）
監査機関の議決権	取締役会で議決権を持つ	取締役会で議決権を持たない	取締役会で議決権を持つ
業務執行	取締役	取締役	執行役
特徴・その他	・指名・報酬委員会の設置は不要 ・迅速な意思決定が可能	・監査役が独立して監査権限を行使	・監督と執行が分離 ・3委員会（指名・報酬・監査）が必須

監査等委員会導入ガイド（制度概要・移行手順＋ポイント整理）

監査等委員会設置会社への移行手順

移行には、法的手続きから社内体制の整備まで多岐にわたる対応が求められます。

1. 定款変更の決議

株主総会の特別決議（出席株主の3分の2以上の賛成）が必要。

2. 役員体制の見直し

現取締役及び監査役は全員退任した後、監査等委員である取締役、監査等以外の取締役、会計監査人を区別して選任する。

3. 運営ルールの整備

取締役会規程や監査等委員会規程を制定・改訂し、委員会の職務や議事進行を明文化する。

4. 社内体制（事務局・内部監査部門）の整備

監査機能の実効性を担保するため、事務局や内部監査部門のサポート体制を確立する。

5. 委員会の設置検討（任意）

ガバナンス強化のため、任意の指名委員会・報酬委員会の設置も検討する。

6. 移行後の運用と見直し

制度移行後も実効性を定期的に評価し、継続的な改善を行う。

監査等委員会導入ガイド（制度概要・移行手順＋ポイント整理）

監査等委員会導入のポイント整理

導入の視点：ガバナンスと経営効率の両立

「監査役会型」と「指名委員会型」の中間的な選択肢であり、監督機能の強化と迅速な意思決定の両立を目指す場合に有効。

主なメリット

- ・ 社外役員の負担軽減：監査役が不要となり、社外役員を一本化できる
- ・ 監督機能の強化：監査等委員が取締役として取締役会で議決権を行使する
- ・ 迅速な意思決定：取締役会権限の一部を業務執行取締役へ委任できる

主なデメリット

- ・ 移行の手間とコスト：株主総会特別決議や規程整備などが必要となる
- ・ 取締役の任期管理の複雑化：監査等委員2年・他取締役1年となり、経営プレッシャーが増す
- ・ 監査権限の制約：委員会は合議制であり、監査役（独任制）と異なる